

# 行政訴訟裁判 勝利判決！！！！



## 東京地裁が管財人の 不当労働行為を認定！

支える会通信

発行責任者  
 袖木康子  
 大田区羽田  
 4-10-4  
 石井ビル3階  
 TEL03(6423)7878  
 FAX03(6423)7430  
 メール  
 sasaerukai@  
 lemon.plala.  
 or.jp

8月28日14時「原告の請求を棄却する」と古久保正人裁判長（民事19部）の声が法廷に響き渡り、JALの不当労働行為行政訴訟において、支援機構・JALの発言は不当労働行為であると認定した勝利判決が下されました。

裁判所前に走り出てきた安原日航乗員組合書記長と竹村弁護士が掲げた「勝訴」「管財人を断罪」の旗を見て、集まった100人を超える当該労組・原告・支援者は喜びに歓声を挙げ、大きな拍手が沸き起こりました。嬉しさに涙をうかべる原告も多数みかけられました。

**不当労働行為裁判とは？**  
 整理解雇の危機が迫っ

た2010年11月の年末闘争時、JALの整理解雇方針を撤回させる要求に対してストライキ権投票を行っていた日本航空乗員組合とキャビンクルーユニオン（CCU）に対し、企業再生支援機構から派遣されていた役員と管財人代理が「企業再生支援機構の正式な見解」として、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は更生計画案で予定されている3千5百億円の出資はしない。」と発言するという、明らかな不当労働行為を行いました。

この発言により、職場に大きな混乱が起き、乗員組合はストライキ権投票を中止せざるを得ませんでした。CCUはストライキ権を確立しましたが、ストは回避されました。支援機構による3千5百億円の出資は予定通り行われ、しかし、解雇

は強行されました。管財人等の発言に対し、翌年の8月には東京都労働委員会から不当労働行為救済命令が出されましたが、日本航空は命令に従わないどころか命令取り消しを求めて東京地裁に行政訴訟を起こしていました。

**完勝の判決**  
 判決は会社の主張をすべて退けたほぼ完璧な勝利判決でした。

管財人が不当労働行為を行ったことを認定したこの判決では、不当解雇撤回裁判の客室乗務員の高裁判決が行った「管財人は不当労働行為を行わない」という認定が誤っていることを示すものであり、又、この解雇が不当な手続きによって行われ、整理解雇の4要件の一つである「手続きの相当性」に反していたということになりました。判決後に行われた記者会見では、CCU古川委



報告集会 古川CCU委員長

員長から「この判決は不当解雇撤回裁判不当判決の『更生計画ありき、管財人万能』を覆す力になる。JALの違法体質・組合敵視を根本から変え、安全を守りたい。そして、この判決を活用し、不当解雇撤回・職場復帰の実現に向け闘う」、乗員組合二見委員長から「管財人の不当発言で、安全運航を支えてきたパイロットの職場の信頼関係が壊された。そして、不当解雇が強行され、今は人員不足で新人が採用されているが、不当に解雇された人はそのまま残されている。儲

### 最高裁判所における今後の流れは？

#### △不当解雇撤回裁判▽

け優先の経営も続いている。この判決を力に解雇撤回に向けて闘う」とのコメントが出され、原告団からは「今回の不当労働行為は、行政（労働委員会）と司法（裁判所）の双方から断罪されたものであり、日本航空がこの判決を真摯に受け止めて自主解決することを求める」とも、最高裁に

対しては、解雇事件の最高裁判決を取り消すことを強く求める」という声明を出しました。しかしながら、日本航空は9月5日に高裁に控訴し、解雇問題に関する自主解決に向けての協議も拒否しています。裁判所も日本航空も取り囲む更に大きな運動が求められています。

両原告団は上告及び上告受理申し立てを行い、高等裁判所に上告理由書・上告受理申立理由書を8月22日（客室乗務員）、9月3日（パイロット）に提出しました。理由書には高裁判決が「事業規模縮小に見合った人員体制」より余剰があるから整理解雇は有効としながら、その余剰人員の存在及び数を認定していないこと、

管財人の「経営判断」を無限定に容認している（客乗判決）こと、整理解雇法理の解釈・適用の誤りがあること、ILO勧告の理解が誤っていた（乗員判決）り、全く無視している（客乗判決）こと等を指摘しています。最高裁判所は、高裁までの判決が憲法に違反していないか、判例に違反していないか、法律の解



勝訴判決をバネに前進を！（8月28日）

最高裁に書面が届くのは早くも高裁に理由書を提出してから約一カ月後、その先はいつ頃になるか全くわかりません。

原告は、最高裁が上告を受理して口頭弁論を開き、高裁判決を破棄してさらなる審理の為に高裁に差し戻す、又は最高裁が自ら判決を下すことを求めています。上告棄却・上告受理申立不受理というような門前払いをさせないために裁判所を取り囲む様々な行動（署名提出や最高裁要請行動など）が重要となります。

会員の皆さまには一筆でも一団体でも多くの署名の早期回収、要請行動等への参加をお願い致します。署名用紙は事務局にお知らせいただければ郵送いたします。又、HPからダウンロードもできます。

最新の行動については支える会のHPでご確認ください。

# ITF (国際運輸労連) 世界大会で 不当解雇撤回裁判支援の 緊急動議を採択!

ITF第43回世界大会が2014年8月10日から16日まで、ブルガリアのソフィアで開催されました。ITFに加盟している日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)を代表して、またJAL不当解雇撤回裁判の客乗団長として、この争議の支援決議を要請するため参加しました。

開会式当日に来賓として参加されていたガイ・ライダーILO事務局長との面談も運よく実現しました。

私から、高裁判決が、原告らの主張と立証を全て退け、解雇有効とした不当性と、二度にわたるILO勧告を無視している問題等について説明し、客乗原告全員の71名と乗員原告64名の135名が最高裁に上告した決意を

述べました。

ガイ・ライダー事務局長から、解雇から長い闘いのなかで上告を決意した原告たちへの敬意の表明があり、ILOとしても解決に向け引き続きフォローしていくとの力強い発言がありました。

そして、4年に1回開催される世界大会には、最大規模の1800名が参加し



ITF世界大会 クラムリン会長・内田団長・コットン書記長

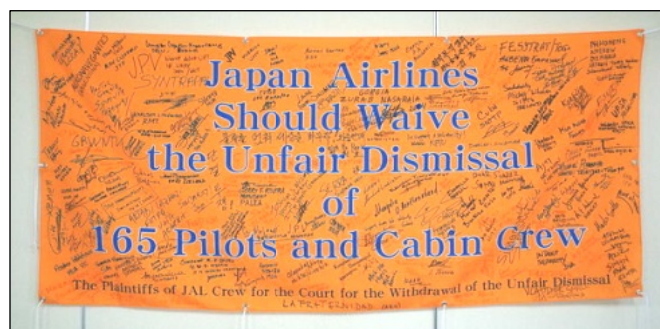
ました。その全体会議で2回、さらに民間航空部会総会と女性委員会でも発言することができました。

また、全国港湾から参加されていた国民支援共同代表の糸谷委員長からも決議提案の支援を訴えていただき感激しました。

「日本航空による不当解雇撤回裁判を支援する」決議も全員一致で採択され、クラムリン会長とコットン書記長からは「世界の運輸交通労働者からの連帯」と書かれたメッセージ入りの署名、持参した横断幕には世界各国の仲間たちからギッシリつまった署名を寄せていただきました。

スピーチの度に「支援は何でもやるから」と励まされ、熱い連帯を肌で感じ帰国の途に着きました。ILO勧告の活用と世界の運輸産業で働く450万人の支援を力に、

さらに運動を広げて解雇撤回に繋がりたいと思います。(内田妙子)



## 今後の取り組み

- 10月1日 10時半、有楽町JALプラザ前 宣伝行動
- 3日 8時45分、けんり総行動(国土交通省前宣伝要請行動)
- 9日 18時、JAL本社前宣伝要請行動
- 10日 7時50分、

- 最高裁前宣伝要請行動 (東京争議団主催)
- 24日 8時、最高裁前 宣伝要請行動(支援共闘・予定)
- 29日 全国一斉宣伝行動(18時、品川港南口、池袋東口・ロッテリア前、錦糸町北口、JR高田馬場駅、立川北口、18時半、有楽町マリオン前、難波高島屋前)
- 11月5日 10時半、有楽町JALプラザ前宣伝行動
- 13日 18時、JAL本社前宣伝要請行動
- 27日 全国一斉宣伝行動・予定(10月に同じ)
- 28日 8時、最高裁前 宣伝要請行動(支援共闘・予定)
- 12月3日 10時半、有楽町JALプラザ前宣伝行動
- 9日 18時、支援共闘主催集会、みらい座いけぶくろ
- 12日 18時、JAL本社前宣伝要請行動
- 19日 8時、最高裁宣伝要請行動(支援共闘・予定)

# 原告の高裁判決に対する 怒りの声・声・声！！！！！

東京地裁の不当判決を踏襲したうえで、なおそれを補強（新聞記事を判決文に記載する）客乗判決文「ことなどが補強になるのかどうかは甚だ疑わしい限りですが）した今回の東京高裁判決は、

「高裁よ、お前もか！」と、この国の中央司法は瀕死（完全死？）状態であることを痛感させられるものでした。

判決後に入ってきた裁判所とJAL更生劇における様々な情報からすれば、稲盛名誉会長が判決と同月内に行われた京セラの株主総会で、「JALの解雇は裁判所が決めたこと」と発言したことが、すべてを表しているのだと感じています。

「結論先にありき」だったこの地裁・高裁の審議

これまでの3年余の支援者の方々と原告らとの二人三脚で歩いてきた間の時間、エネルギー、お金、気持ち・・・「結果が決まっていたのであれば、すべてを返せ！」と叫びたくなります。

判決後、ある方が、「解雇事件の当該経営者が「JALでは何千億円かの利益をあげているのに、将来の事を考えて解雇に踏み切った。赤字になりそうなの、わが社がリストラに踏み切るの当たり前。その事をあなた方も理解すべきだ」と話していたとの、報告があった」と伝えて下さいました。心配していたことが現実となり、怒りは深まるばかりです。

折しも、安倍内閣が通常国会閉会後に臨時閣議

をもって集团的自衛権行使に関する解釈変更を決定し、議会制民主主義を踏みつけにしましたが、国民の声をきかない政府、事実から目を背ける司法、国民に寄り添わない行政と揃うようであれば、まさに日本国民の将来は、悲惨なものになってしまいます。だからこそ、私達のこの闘いを負けるわけにはいかないと考えています。

私は解雇強行直前からILO（国際労働機関）の運動に携わってきています。ILOは、政労使三者が係る唯一の機関として、「労働組合の闘いが進むことが世界平和の礎であり、人類の幸福と発展を保障することになる」との理念に基づき、活動しています。

そのILOが私達への解雇を「結社の自由」条約違反と認め、ITF（国際運輸労連）やIF

ALPA（国際定期航空操縦士協会連合会）も支援を続けています。法廷闘争と並行して、更に運動を世界の津々浦々まで広げなければと思っています。

私達のこの運動は、「世界一企業が活躍できる国」というアベノミクス粉碎の闘いのひとつでもあります。人間の尊厳をかけた闘いであることを、あらためて胸に深く刻み、国内外の仲間の皆様との連帯を深めつつ、これからも頑張りたいと思っています。（森陽子）

なんのための高裁審議だったのでしょうか？事実を全く見ていない判決。解雇を自由にした安倍政権の方しか見ていない判決。

三権分立はなくなったのですか？なんのために裁判所はあるのですか？大竹さん、三輪さん。あ

なた方はなんのために裁判官になられたのですか？35万もの人が公正な判決を求めて署名をしてくれたのに。しっかりとよ裁判所！国民の命と暮らし、そしてなにより憲法を守ってよ。

最高裁の扉を開けるのは難しいと言われていますが、あきらめません。原告一丸となって闘うぞ！（神瀬麻里子）

判決文を読んで「本当にはらがたちました！」裁判官は憲法も、国際法も知らない？！ことが分かったからです。

特に酷いのは乗員判決文のILOに関しての記述です。これは本当にひどい！人権侵害のこの判決！ますます頑張り勇氣が出ました。

引き続き、皆様のますますの御支援をどうぞ宜しくお願い申し上げます！（石賀田鶴子）